

本下発第 157 号
平成30年10月30日

本庄市下水道事業審議会長 様

本庄市長 吉田 信解



諮 問 書

本庄市下水道事業審議会条例第2条により、下記事項について貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 公共下水道事業における使用料金等の適正化について
(本庄市下水道条例(平成18年条例第173号)第15の2条)

(諮問の趣旨)

本市の下水道事業につきましては、下水道法による「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に質すること」を目的として、昭和51年に国の事業認可を受けて以降、継続的に整備を実施しているところです。

下水道事業の経営につきましては、平成27年4月より地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計を導入し、経営基盤の強化や財政マネジメント等の向上に努めているところですが、下水道事業の経費につきましては地方財政法により、公営企業の経費は原則、企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされており、将来に渡って安定した下水道経営を図り、持続的なサービスを提供していくためには、環境や時代の変化に対応し、安定した経営基盤強化への取組みを一層すすめることが課題となっています。

そこで、下水道事業の健全な事業運営を図るため、「公共下水道事業における使用料金等の適正化」について検討をいただきますよう貴審議会に諮問いたします。